

8) 平子先生の安全衛生相談コーナー

屋外タンク天板上の墜落防止措置について

Q: 手すり付きの屋外タンクの天板に上がるラダーと天板との接続部は天板に進入できるように手摺はありません。

この場所にも墜落防止措置(可動の手すり等)が法的にも求められるのでしょうか?

(リスク対応として天板に上がった時にはチェーンで封鎖するようにはしています)

もし、求められる場合、天板に上がってない時には

手すりは開けておいて上がった時には閉めるのが良いのか?



常時閉めておいて上がるときだけ開けてすぐに閉めるのが良いのか?

A: 梯子につきましては、安全衛生規則第 556 条のはしご道が適用されますので、この条文に適合すれば問題ありません。

昇降用梯子から乗り移る乗り込み口については、当該屋外タンク天板上で作業を行う場合、安全衛生規

則第 519 条 高さが 2m 以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある個所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。が適用されます。

つまり、乗り込み口が作業床（タンク天板上）の端、開口部に該当し、作業中に墜落転落するおそれがある箇所となります。

このため、昇降階段からタンク天板上に乗り移った後は、墜落防止として必要な構造や強度を踏まえた手すり等の設置が必要となります。

なお、チェーンによる方法でも問題ありませんが、墜落防止措置としての目的やタンク天板上の手すりの高さを踏まえ、チェーンの段数を 2 段から 3 段にする、容易に外れないようする、タンク天板上での作業の際は必ずチェーンを掛ける作業基準の作成等が必要と思われます。

また、タンク天板上での作業が終了してチェーンを外して下りる際、あえてチェーンを掛けて下りる必要はないと思われます。この場合のチェーンは、あくまでタンク天板上での作業中の墜落防止措置です。タンク天板上で作業が行われなければ、チェーンが掛かっていないなくても問題ありません。念のために、昇降階段の上り口に、「タンク天板上に乗り移つたら必ずチェーンを掛けること。」という注意喚起表示をしておくと良いと思われます。

以上